

TRYBOX GYM 会員規約 (1)

本規約は、TRYBOX GYM（以下「当ジム」という）の
会員等に関する事項を定めるものです。（以下「本規約」という）。

第1章【会員・入会】

“会員”とは、当ジムが定める手続きにより当ジムへの入会を申し込み、当ジムがこれを承認した方をいいます（以下「会員」という）。

入会希望者は、本規約及びその他当ジムが定める規則（当ジムの利用等、当ジムに関する何らかの事項を定めたものを全て含み、また、「プライバシーポリシー」等名称の如何を問わない。（以下「その他規則」という）を承諾の上、当ジムへの入会を申し込んだものとし、会員となった場合、本規約及びその他規則を承認したものとみなします。

当ジムは、入会申込みがあった後、必要な審査・手続きを経て、入会を承認できます。

当ジムは、不承認とした場合であっても、これについて一切法的責任を負いません。当ジムは、前述の審査・手続きの内容及び結果につき、入会希望者に一切開示しません。入会希望者は、上記の不承認、または審査・手続きの内容・結果等について、如何なる法的手続きを通じても争わないものとします。

なお、以下の方々は、当ジムに入会出来ません。

・心肺機能・頭部（脳等）・神経等に疾患のある方。但し、軽微な疾患の方で医師の許可する方については除きます。
・暴力団構成員等、反社会的勢力・団体に関与している方。
・当ジムの運営や他の会員の円滑な施設利用に支障を来たす等、当ジムが不適当と認める方。

※注意すべき持病のある方は、当ジムへの入会申込み前に、必ず申し出てください。※疾患のある方については、当ジムへの入会申込みの際し、当ジムより主治医の診断書等を提出して頂く場合があります。

未成年者の入会に際しては、保護者等の法定代理人の承諾書面（当ジム所定のもの）を必ず提出してください。

第2章【入会金・月会費の支払い等】

当ジムへの入会申込みの際、会員は、申し込みをしたコース（会員種別）の入会金、入会時の月会費（※入会月の15日以降に入会した場合は1ヶ月分の半額）、及び次月の1ヶ月分の月会費を現金で支払うものとします。入会費、及び月会費の金額については、別に定める入会金・月会費表によります。

月会費は、入会日より月会費を減額することがありますが、退会時は日割り計算等の減額は行いません。

月会費の支払いは、会員が当ジムへ当ジム指定の口座振替依頼書を提出し、会員の指定口座から毎月27日（休日の場合は翌営業日）に翌月分として引き落とされる方法で行うものとします。ただし、口座振替依頼書の提出日によって登録手続きが間に合わず、翌月分の月会費の引き落としされなかった場合は、会員は月初めに現金で月会費を当ジムに支払うものとします。

また、会員の指定口座の残高不足、その他不備等により引き落としがされなかった場合も、月初めに現金で月会費を当ジムに支払うものとします。月会費の長期滞納者については、滞納している会費を支払う義務のもと請求書をお送りします。※会費を長期滞納されると、強制退会になります。

なお、カード決済につきましては、毎月20日に翌月分として決済されるものとします。

第3章【退会・コース変更等】

退会、またはコース（会員種別）変更に伴い、月会費金額が変更となる場合、会員はそれら事情の発生する前月10日までに、必ず当ジム指定の書面で申し出るものとし、退会は口頭やメールでは受けられず、届出書の郵送も行いません。10日を過ぎた場合は、当ジムの手続き上、翌月末日の退会扱いとします。（※翌月分の会費も発生いたしません。）

なお、当ジムが退会届を受領しない限り、月会費支払い義務は継続して発生するものとします。会員が前述期限ま

でに申し出をしなかったことによる不利益（次月以降分の月会費が引き落とされずしてしまった場合を含み、またこれに限らない）は、全てその会員が負担し、当ジムに返金請求することは出来ません。

現金支払いまたは銀行口座引き落とし等により、入会金または月会費等の名目で当ジムに支払われた金員は、如何なる理由であっても返金は行わず、且つ他の支払いへ充当（相殺）することもできません。

※キャンペーン中に入会された方の条件として、6ヶ月以内（キャンペーン適用月を除く）での退会希望の場合、違約金として、退会手続き時に現金にて会費1ヶ月分を納付いただいたからの退会とする。

第4章【休会】

会員は、正当な理由により休会をを求める場合、当社に対しその前月10日までに当社指定の書面で申し出るものとします。10日を過ぎた場合は、翌月分の月会費は引き落とされ、その金員は如何なる理由があっても返金
は行わず、且つ他の支払いへ充当（相殺）することもできません。尚、休会期間最大6ヶ月までとする。

※休会申出者の条件：月会費の遅延・滞納がない方に限ります。

休会の事由については以下の通りとします。

- 海外移住や転勤等により、会員が退会意思を否定するものの、当ジムを一定期間利用できないと当ジムが判断したとき。
- 妊娠、疾病、ケガ、障害等により、会員が退会意思を否定するもの、当ジムを一定期間利用できないと当ジムが判断したとき。
- その他、当ジムが正当な事由として認めたとき。

なお、休会する場合、入会金は免除されますが、月会費は新規入会時と同条件とし、改めて入会申込書と口座振替依頼書の提出が必要な場合があります。

また、会員様からの休会申請の告知期間の延長申請の申し出が無い場合、会費の引き落とし及び支払いは再開され、いかなる理由があっても返金は行われず、且つほかの支払いへ充当（相殺）することもできません。

TRYBOX GYM 会員規約 (2)

第 5 章【当ジムの利用】

会員は、自己の責任と危険負担において、当ジムを利用するものとし、自らの健康を管理して、良好な健康状態で、トレーニング参加等当ジムを利用するものとします。トレーニングはケガ等が伴いやすいため、会員は、障害等を補償する損害保険への加入を必須と致します。

会員は、当ジムが定める規約、規則等に伴い、当ジムが定める営業日、営業時間内に利用できるものとし、当ジム内では、当ジム指定の指導員の指示に従うものとします。

スパーリングまたはマスポクシングは、当ジム指定の指導員の事前承諾、及び指導監督がなければ行えないものとします。

会員は、当ジムの事前承諾なくして、対価を得て他の利用者に対する指導行為を禁止します。会員は、当ジムが入居する建物のうち当ジム以外の区域、その他当ジムが指定する区域には立ち入ることができないものとします。

当ジム内並びに当ジムの入居する建物及び建物外の周辺区域は禁煙区域です。

当ジムへの酒類の持ち込み、または酒気を帯びた状態で当ジムを利用してはならないものとします。

会員個人所有のトレーニング用器具等の携帯品は、会員が各自で管理するものとし、当ジムでの利用後は毎回必ず持ち帰るものとします。

第 6 章【当ジムの責任等】

会員が当ジムの施設の利用中(練習中、試合中も含み、またこれに限らない)に発生した盗難、喧嘩、ケガ等の事件・事故について、当ジムは一切責任を負いません。また、当ジムの施設の利用中でなくても、会員による当ジム内外で起きた盗難、喧嘩、ケガ等の事件・事故についても、同様に当ジムは一切責任を負いません。よって、会員は、当ジム、その役員と従業員、業務受託者、またはその他巻毛者(以下「当ジムら」と承諾)に対し、上記各事件・事故について損害・損失(治療費、通院費、慰謝料、損失補償等を含み、またこれに限らない)の賠償その他の法的請求をすることができません。

会員が当ジム内の設備、または備品等を破損、または紛失させたときは、その会員は、当ジムに補修、取替及び移設時の運賃等を含めた実費、並びにその他当ジム休業損害等の損害・紛失を賠償するものとします。

会員の作為若しくは不作為の行為に基づき、またはこれらに関連して当ジムらから何らかの損失、または損害(第三者との間の紛争に関連して支払った損害金、損失金等を含み、またこれに限らない。)を破った場合、その会員は当ジムらに対し、損害及び損失を賠償するものとします。

第 7 章【利用停止・除名・閉鎖】

当ジムは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合、当ジムの利用の一時停止、または除名をすることができます。

- (1) 当ジムの設備、または備品を故意、また重大な過失により毀損または紛失させたとき。
- (2) 本規約、またはその他規則に違反したとき。
- (3) 当ジム若しくは、その他当ジムらの一部の名誉・信用を毀損し、または秩序をみだしたとき。
- (4) その他当ジムの会員として品位を損なうと当ジムが認める非行があったとき。
- (5) 心肺機能・頭部(脳等)・神経等に疾患のあることが判明したとき。但し、軽微な疾患の方で医師の許可する場合は除く。
- (6) 暴力団構成員、及び反社会的勢力・団体に関与している方、その他当ジムの他の会員の円滑な

施設利用に支障を来たす当、当ジムが不適当と認めたとき。

当ジムは、次の事由により当ジムの施設の全部、または一部を一時的に閉鎖することができます。この場合、当ジムは、会員に対し、補償等の法的責任を一切負担しません。

- (1) 台風その他異常気候、風水化災害、地震、近隣の事故等で当ジムの業務遂行に支障があるとき。
- (2) 当ジム、または当ジムの入居する建物施設の改造や補修工事、点検等の施設の時。
- (3) 法令の制度改廃、厚生指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき。
- (4) 当ジムの都合により、臨時休館をする場合、その都度、会員に告知します。
- (5) なお、当ジムの通常営業日、通常営業時間については、その都度、会員に告知します。

第 8 章【その他】

本規約、またはその他規則は、会員の了承、または会員への告知なく、追加、削除、または変更される場合があり、会員はこれを予め承諾します。

本規約、またはその他規則の追加、削除、または変更は、追加、削除、または変更後の本規約、またはその他規則が当ジム内に備置された時点で効力が発生するものとします。

本規約、またはその他規則に定めていない事項及びその他当ジムの利用に関する詳細事項は、当ジムが定めるものとします。

本規約の施行前からの当ジムの会員についても、本規約及びその他規則は当然に適用されるものとし、当該会員はこれを承諾したものとみなし、本規約及びその他規則は、それらが当ジム内に備置された時点で効力が発生するものとします。

以上

私は、上記事項について同意いたします。

年 月 日

ご署名(本人) _____ ㊞

ご署名(親権者) _____ ㊞

住所 _____

電話番号 _____